

総合事業における新型コロナウイルス感染症に係る対応の質問事項への回答  
 なお、回答については、基本的に厚生労働省からの通知にそって判断しています。

令和3年8月17日

	質問	回答	参考資料	掲載日
1	総合事業について、新型コロナウイルス感染症対策として、利用者に対して、当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮してのサービスの提供や、通所事業所による訪問サービスの提供を行うことは可能か。	可能である。	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第2報）（介護保険最新情報Vol.770 令和2年2月24日）  新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第4報）（介護保険最新情報Vol.779 令和2年3月6日）	令和2年4月24日
2	総合事業についても、通所系サービス事業所が市からの休業要請を受けていない場合においても、感染予防の観点から、電話による安否確認は可能か。	可能である。  総合事業についても介護保険サービスと同様に、利用者の心身状況・環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮されなければなりません。したがって、電話による安否確認の開始は、単に通所系サービス事業者と利用者間の合意があれば足りるものではなく、ケアマネージャーが利用者にとって当該サービスが必要と判断し、介護予防支援サービス・支援計画書に位置付けることが前提となります。	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第6報）（介護保険最新情報Vol.809 令和2年4月7日）	令和2年4月24日
3	加算は算定できるか	介護予防支援サービス・支援計画書に基づいて、通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた加算・減算については、利用者の処遇に配慮した上で、引き続き、加算・減算を行うものとします。ただし、利用者等の同意を得ることが必要です。	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第2報）（介護保険最新情報Vol.770 令和2年2月24日）	令和2年4月24日

	質問	回答	参考資料	掲載日
4	請求方法は	従来通りの算定項目・合成単位数・算定単位による。	<p>【訪問型(A2)】那覇市総合事業サービスコード表(令和元年10月～).pdf</p> <p>【訪問型(A3)】那覇市総合事業サービスコード表(令和元年10月～).pdf</p> <p>【通所型(A6)】那覇市総合事業サービスコード表(令和元年10月～).pdf</p> <p>【通所型(A7)】那覇市総合事業サービスコード表(令和元年10月～).pdf</p>	令和2年4月24日
5	総合事業について新型コロナウイルス感染症対策として、通所系サービス及び訪問型サービスを提供する事業者が休業を行った場合の請求方法はどのようにすればよいか。	<p>事業所指定効力停止の開始・解除に準じた取扱いとして、日割り計算を行うこと。</p> <p>上記は休業時に代替サービス(訪問しての安否確認、電話での安否確認等)を行っていない場合の取り扱いである。【令和2年5月3日追記】</p> <p>休業期間中に予定していたサービスの提供を、代替して行えた場合については、月額報酬として差し支えない。【令和3年8月17日追記】</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて(第4報)(介護保険最新情報Vol.779 令和2年3月6日)</p>	<p>令和2年4月26日</p> <p>令和2年5月3日追記</p> <p>令和3年8月17日追記</p>
6	新型コロナウイルス感染予防のため通所型サービスを自粛している利用者へ訪問によるサービスを提供する場合の取り扱いについて	<p>通所介護事業者が利用者に対して、訪問によるサービスの提供を行う場合、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要とし、介護予防支援サービス・支援計画に係るサービス内容の記載の見直しは、サービス提供前に説明を行い、利用者からの同意を得ていれば、文書はサービス提供度に得ることよい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて(第8報)(介護保険最新情報Vol.816 令和2年4月10日)</p>	令和2年5月3日

	質問	回答	参考資料	掲載日
7	<p>通所系事業所において新型コロナウイルスによる感染症の拡大防止の観点から月途中から休業した場合、下記対応をしたときの算定方法は</p> <p>1)訪問しての安否確認 2)訪問しての入浴(安否確認を兼ねる) 3)電話での安否確認</p>	<p>休業中においても1)～3)を実際に行った場合については、月額算定となる。</p> <p>当初の計画に位置付けられたサービス提供でないサービスを提供する場合は、事前に利用者の同意を得ること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて(第6報)(介護保険最新情報Vol.809 令和2年4月7日)</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて(介護保険最新情報Vol.824 令和2年4月24日)</p>	令和2年5月3日
8	<p>通所系事業所において新型コロナウイルスによる感染症の拡大防止の観点から休業したが休業以前から利用者からのキャンセルの申し出があった場合の算定方法は</p>	<p>休業が決定したことによる請求については、休業した日以降については差し引き、日割り請求とする。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて(第4報)(介護保険最新情報Vol.779 令和2年3月6日)(第6報)(介護保険最新情報Vol.809 令和2年4月7日)</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて(介護保険最新情報Vol.824 令和2年4月24日)</p>	<p>令和2年5月3日</p> <p>令和2年5月8日追記</p>
9	<p>回答6の介護予防支援サービス・支援計画に係るサービス内容の記載の見直しについて、利用者の状態変化によるものでなく、臨時的な取り扱いになることから、新たにプランを作成するのではなく追記でよいか。また、期間についてもサービス利用開始日からよいか。</p>	<p>ケアプランの軽微な内容変更なので、新規作成の必要はなく、現在のプランに手書きによる追記が可能。ただし、追記の際には経過記録にも記載すること。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時的な取り扱い期間については、現時点で終期設定できないので、開始時期のみ記載する。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて(第8報)(介護保険最新情報Vol.816 令和2年4月10日)</p> <p>「介護保険制度に係る書類・手続きの見直し」に関するご意見への対応について(Vol.155 平成22年7月30日)</p>	令和2年5月25日

	質問	回答	参考資料	掲載日
10	「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第11報)」問5(適用期間の修正等)について	介護予防支援費や介護予防ケアマネジメント費についても同様の取扱いとします。	令和2年6月5日事務連絡「「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第11報)」問5について」  令和2年9月2日事務連絡「「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第11報)」問5について」(適用期間の修正等)	令和2年6月8日  令和2年9月3日 追記修正